

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

平成18年7月3日

島大証券株式会社

1. 当社は、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

（1）新規公開株の抽選による配分の場合

新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。

新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選は、配分の申込みのうち、個人のお客様からのものを対象に、委託販売団参加申込書の受付日（割当株式の抽選結果決定日の午後3時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の10%を当該抽選に付することといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一のお客様への当選数量の上限は、発行会社と元引受契約を締結している証券会社及びその事務委託に係る委託販売団が決定する一顧客当たりの申込上限株式数とさせていただきます。
- ② 抽選に当たっては、抽選対象となる配分の申込みに番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。
- ③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、抽選以外の方法により決定する配分先の対象とさせていただきます。
- ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日からよく営業日にかけて、当選の旨及び払込の要領を電話でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡は致しませんので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、抽選による配分を採用しない又は中止することがございますので、あらかじめご了承ください。

イ 個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合

ロ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

ハ 抽選を行う数量が5単元に満たない場合

（2）新規公開株の抽選によらない配分及び新規公開株以外の配分の場合

新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案したした上で次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

* 適合性の原則に基づく配分

- a. 弊社に過去6か月以前より口座を開設頂いているお客様を中心に、新規公開株のリスクをご

理解頂いた上で配分を行うこととしております。

- b. 弊社は、新規公開株の申込み時にお預り資産が100万円以上あるお客様を優先して配分を行うこととしております。
- c. 弊社は過去の投資経験が1年以上あり、さらに新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解頂いたお客様を中心に配分を行うこととしております。
- d. 超高齢者（80歳以上）の方につきましては、特に新規公開株を含めた投資リスクを十分ご理解なさっているか、上司によるご面談をさせて頂く場合がございます。

* 配分申込みへの適切な参加による配分

弊社は、担当者を通じて委託販売団参加申込書の受付日の前日までに新規公開株の配分の申込みを頂いたお客様を中心に配分を行うこととしております。

弊社は過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。

- a. 年間を通じて新規公開株の配分は一人のお客様につき5回を上限としております。
- b. 原則として前回新規公開株の配分を行ってから次の配分を受けられるまで2ヶ月以上経過しているお客様に配分を行います。
- c. 原則として、お客様一人当たりの配分につきましては発行会社と元引受契約を締結している証券会社及びその事務委託に係る委託販売団が決定する一顧客当たりの申込上限株数までとします。

* お申し込みの受け付け

配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受付します。

* 情報の開示等

配分の申込期間、受付方法、抽選等の弊社における配分の要領を加えた情報は、申込期間終了までの間、営業部店の店頭においてお知らせいたします。

個別の事案において、これまでにお示した内容と異なる方針で配分を行う場合は、その変更理由とともに営業部店の店頭でお知らせいたします。

弊社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的で株券等の配分を行わない等、証券取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、

- ① 発行者の指定する者
- ② 当社の役職員
- ③ 当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的な不公平感を生じせしめる者
- ④ 暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者
- ⑤ 同一顧客への過度な集中配分
- ⑥ 他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等不正な分配

など、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合申込みはお受けいたしません。

以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、弊社の使命であると考えております。